

医師の時間外労働の上限規制（概要）

- 時間外労働の上限規制には、36協定を締結する際の上限（事業場単位の上限）である「特別延長時間の上限」と、特定医師個人に対する上限である「時間外・休日労働時間の上限」という2種類の上限がある。
- 医師の時間外労働の上限規制には、原則のA水準と、適用にあたり都道府県知事の指定が必要な特例水準がある。

医療機関に適用される水準		特別延長時間の上限 (事業場単位の上限)	時間外・休日労働時間の上限 (個人単位の上限)
原則	A水準	月100時間未満／年960時間	月100時間未満／年960時間
特例水準 ⇒対象者の名簿を作成	連携B水準 (医師派遣を行う病院) ⇒自院での時間外・休日労働は年960時間であるが、副業・兼業をした場合、年1,860時間まで時間外・休日労働させることができる	月100時間未満／年960時間	月100時間未満／年1,860時間
	B水準 (救急医療等)	月100時間未満／年1,860時間	月100時間未満／年1,860時間
	C水準 (臨床・専門研修) (高度医療の修得研修)	月100時間未満／年1,860時間	月100時間未満／年1,860時間



※月100時間未満の上限については、面接指導による例外あり



九州山口の医療労務管理対象機関 (特例水準医療機関)



福岡県：26医療機関

山口県：3医療機関

長崎県：2医療機関

大分県：4医療機関

鹿児島県：7医療機関

佐賀県：3医療機関

熊本県：2医療機関

宮崎県：3医療機関

沖縄県：14医療機関

※令和7年7月4日現在 演者調べ

医師の働き方改革の大原則は 労務管理の徹底

1. 誰が、管理監督者であるのか？
2. どの労働時間制を医師に適用するのか？
3. 労働時間の測定方法はどのようにするのか？
4. 上限規制の対象となる労働時間は適切か？
5. 休日・夜間割増賃金を含め、医師に賃金を適切に支払えるか？

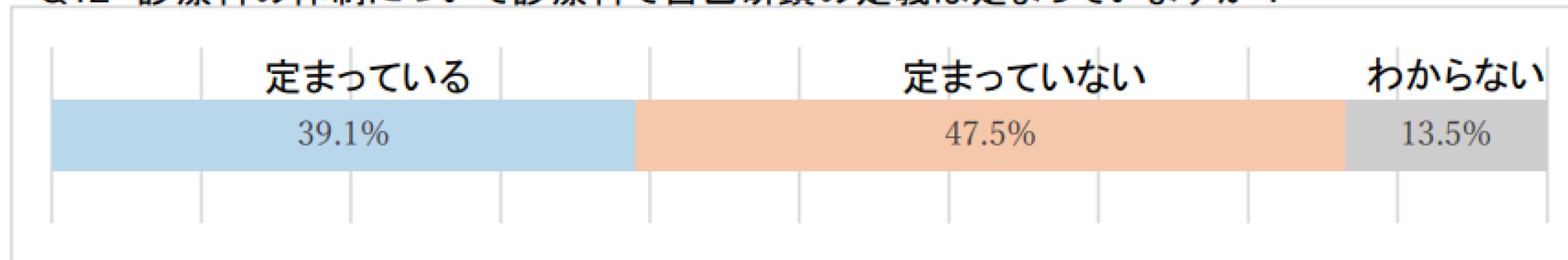
宿日直許可

研鑽の労働時間
該当性

研鑽時間の労働時間該当性に関する整理の難しさ

(B) 診療科の体制:

Q12 診療科の体制について診療科で自己研鑽の定義は定まっていますか？



Q13 <Q12で「定まっている」を選択された方にお伺いいたします。>

以下の選択肢の中で、時間外労働と認められているものを選んでください。

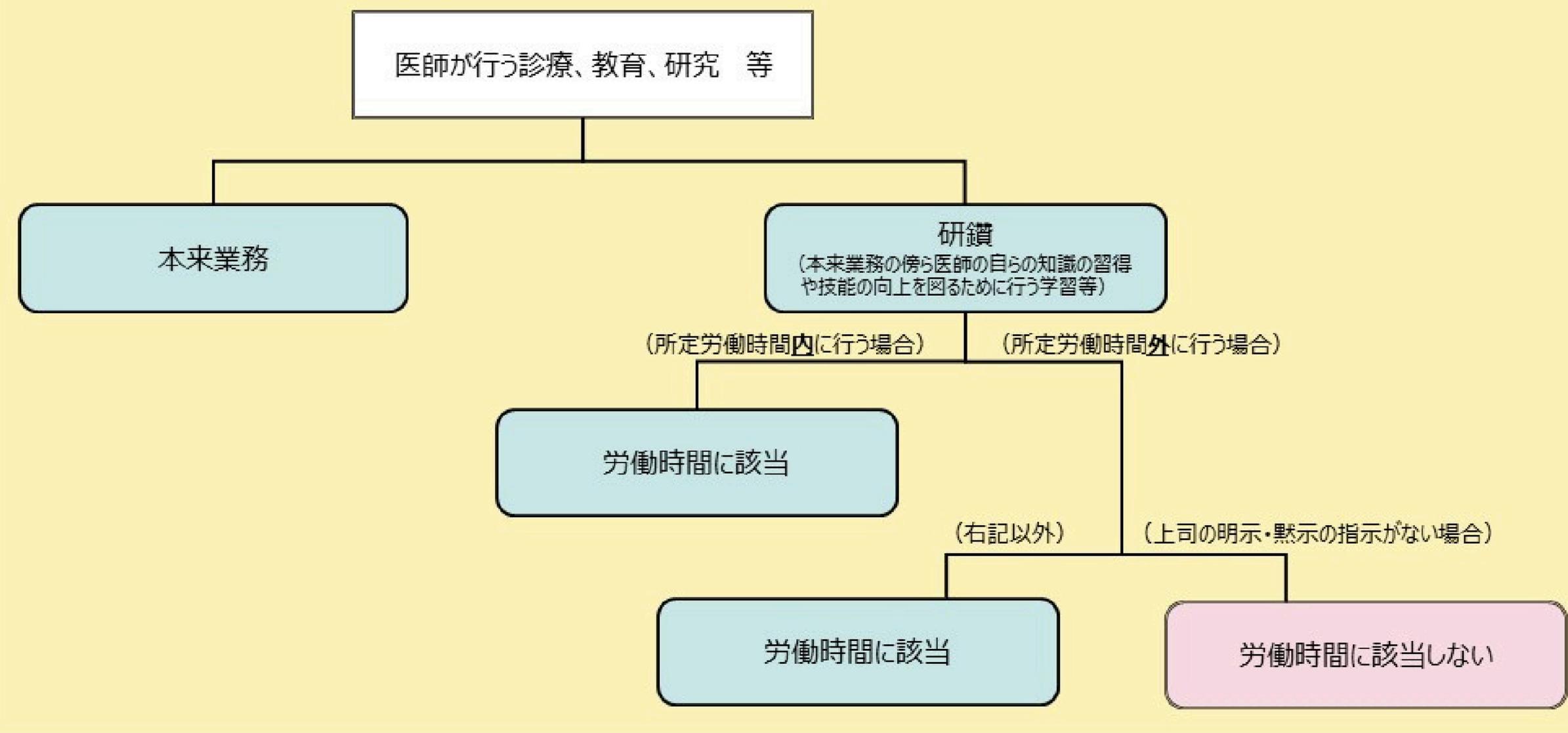
学会の準備や論文執筆	754	30.9%
手術記録の作成	1756	72.0%
診療（外来・手術）の予習・復習	1265	51.9%
上記いずれも時間外労働では無い	622	25.5%

2024年10月から2025年1月にかけて実施した、日本外科学会会員を対象とした労働環境に関するアンケート（回答率：15.7%）より抜粋

▶ 概要 ◀ 医師の研鑽と労働時間

- 医師の研鑽とは、診療等の本来業務の傍ら、医師の自らの知識の獲得や技能の向上を図るために行う学習、研究等のことをいいます。
- 労働時間に該当するかどうかは、「使用者の指揮命令下に置かれているかどうか」で判断され、所定労働時間内に行う研鑽は労働時間に該当しますが、所定労働時間外に行う研鑽については、労働時間に該当する場合としない場合があります。
- **労働時間に該当する本来業務や研鑽なのか、労働時間に該当しない研鑽なのかを明確にし、個々の医師について適切な労働時間管理をしていくためには、各医療機関で労働時間に該当するかどうかを明確にするための手続きが重要になります。（→手続きはP8～P9を参照）**

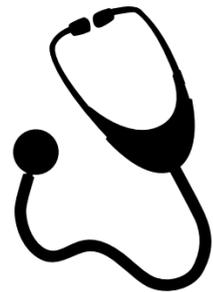
＜労働時間該当性のイメージ＞



こんな声をとときどき耳にします



若い医者は働かなくて済むのに
診療所の院長は不眠不休だ！



若手は長時間労働なのに
研鑽と宿日直許可で
ごまかされている



うちの施設で
タスク・シフトの兆しは
全くなし、何も変わらない

働き方改革 ≠ 労働時間の帳尻合わせ

ハラスメント対策

労務管理

タスク・シフト/シェア

キャリア支援

子育て支援

地域連携

など

そもそも仕組みの改善抜きに労働時間は短くならない

個人レベルで…

打刻の徹底
副業・兼業先の宿日直許可の詳細確認
目指す医師像の確立 etc.

診療科レベルで…

チーム制・複数主治医制の徹底
研鑽ルールの確認
診療科が目指す学術活動の目線合わせ etc.

医療機関レベルで…

各種法令順守
タスク・シフト/シェアの推進
医療DX・ICT化 etc.

自治体レベルで…

救急車などの適切な医療機関の受療行動の啓発
地域枠医師のキャリア形成支援 etc.

国のレベルで…

さらなる国民への医師の働き方改革の制度啓発
地域医療構想・医師偏在対策 etc.